

議案第 7 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市水道事業給水条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第
1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 3 4 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め
る。

(かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技
術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年かすみがうら市条例第 1 2 号）
の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。